

# 平成 26 年度 事業計画書

## I 基本方針

本協会は、昭和 54 年 4 月に設立以来、サマージャンボ等宝くじの収益金を活用し、市町村の個性豊かで活力に満ちた地域づくりや防災機能強化のための基盤整備事業などへの貸付、新たな時代に対応した行政能力を養成するための市町村職員の研修支援、地域社会の均衡ある発展を図るための各種調査研究等に積極的に取り組み、市町村の健全な発展に一定の役割を果たしてきている。

また、オータムジャンボ宝くじについては、その収益金を全額市町村に交付し、地域に密接に関係した政策課題への対応等に幅広く活用されている。

本年度は、平成 26 年 2 月の大雪災害を踏まえ、無利子の災害関連貸付事業を設けるとともに、引き続き、市町村の健全な発展を図るため、財政支援のための貸付事業をはじめ職員の研修支援など、定款の目的に沿った県民福祉の増進に資する事業を実施するものとする。

## II 事業計画

### 1 公益目的事業(公益目的事業会計)

#### 1) 資金貸付事業(定款第 4 条第 1 号)

大雪災害関連事業及び市町村等の施設整備などのために、次のとおり長期貸付を実施する。(3,000,000 千円)

##### (1) 大雪災害関連事業分

- ① 貸付計画額 1,000,000 千円
- ② 貸付時期 平成 27 年 3 月
- ③ 貸付利率 無利子
- ④ 償還期間 5 年以内(内据置期間 1 年以内)
- ⑤ 償還方法 半年賦元金均等償還
- ⑥ 対象事業 大雪災害関連事業

##### (2) 通常分(市町村等の施設整備等)

- ① 貸付計画額 2,000,000 千円  
ただし、貸付計画額の内、500,000 千円を(財)全国市町村振興協会から借り入れることとする。
- ② 貸付時期 5 月及び 3 月
- ③ 貸付利率 政府資金の貸付利率以下の率で理事長が定める。
- ④ 償還期間及び償還方法 資金貸付細則に定める期間及び方法
- ⑤ 対象事業 資金貸付細則に定める事業

#### 2) 市町村振興宝くじ交付事業(定款第 4 条第 2 号)

県から交付される市町村振興宝くじ(オータムジャンボ宝くじ)の収益金を交付規程及び交付細則に基づき市町村へ交付金として交付  
(190,308 千円)

### 3) 市町村職員人材育成事業(定款第4条第3号)

- (1) 市町村自治講演会(第30回)の開催 (713千円)
- (2) 地方行財政セミナー(第19回)の開催 (600千円)
- (3) 市町村職員先進施策調査研修(第15回)の開催 (1,725千円)
- (4) 山梨県市町村職員研修所の研修事業に対する助成 (6,000千円)
- (5) 山梨県市長会、山梨県町村会、山梨県市議会議長会及び山梨県町村議会議長会の研修事業に対する助成 (3,400千円)
- (6) (財)全国市町村研修財団(市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所)及び一般財団法人全国建設研修センター研修受講者に対する助成  
〔研修経費の3分の2助成※特別職研修は全額助成〕 (3,520千円)
- (7) 市町村調査研究事業  
市町村職員の自主的、主体的な調査研究事業に対する助成  
〔調査研究経費全額助成※300千円限度〕 (3,900千円)

### 4) 市町村振興共同助成事業(定款第4条第4号)

- (1) 山梨県自治会館管理助成(3,000千円)
- (2) 県民の日記念事業(市町村ときめき広場)への助成 (3,380千円)
- (3) 一般財団法人地域活性化センター年会費の助成 (2,800千円)

### 5) 市町村の振興に関する情報提供事業(定款第4条第5号)

- 市町村職員情報誌「やまなし自治の風」の発行(年2回)  
〔発行部数1回1,000部〕 (1,630千円)

## 2) その他事業(法人会計)

### 1) 市町村振興宝くじ発売対策 (4,700千円)

- (1) 新聞掲載及びラジオスポット
- (2) 電車及びバスへの車内吊り
- (3) ポスター及びミニのぼり旗の作成
- (4) 市町村・商工会訪問広報宣伝活動
- (5) 協会事業案内パンフレットの作成
- (6) 市町村HPバナー広告
- (7) 市町村広報紙等の活用
- (8) イベント等の活用
- (9) その他発売実績拡大を図るための広報宣伝

### 2) 業務の運営管理の充実強化

- (1) 山梨県、(財)全国市町村振興協会、(財)全国市町村研修財団及び一般財団法人全国建設研修センターとの連絡協調
- (2) 山梨県市長会、山梨県町村会、山梨県市議会議長会及び山梨県町村議会議長会との連携
- (3) 全国自治宝くじ事務協議会及び受託銀行との連絡調整
- (4) 市町村に対する業務内容の周知
- (5) ホームページの活用